公正取引委員会
Japan Fair Trade Commission

資料３

フリーランス・事業者間取引適正化等法ついて

公正取引委員会事務総局
フリーランス取引適正化室

今日の流れ（目次）

1　本法の概要
－義務と禁止行為

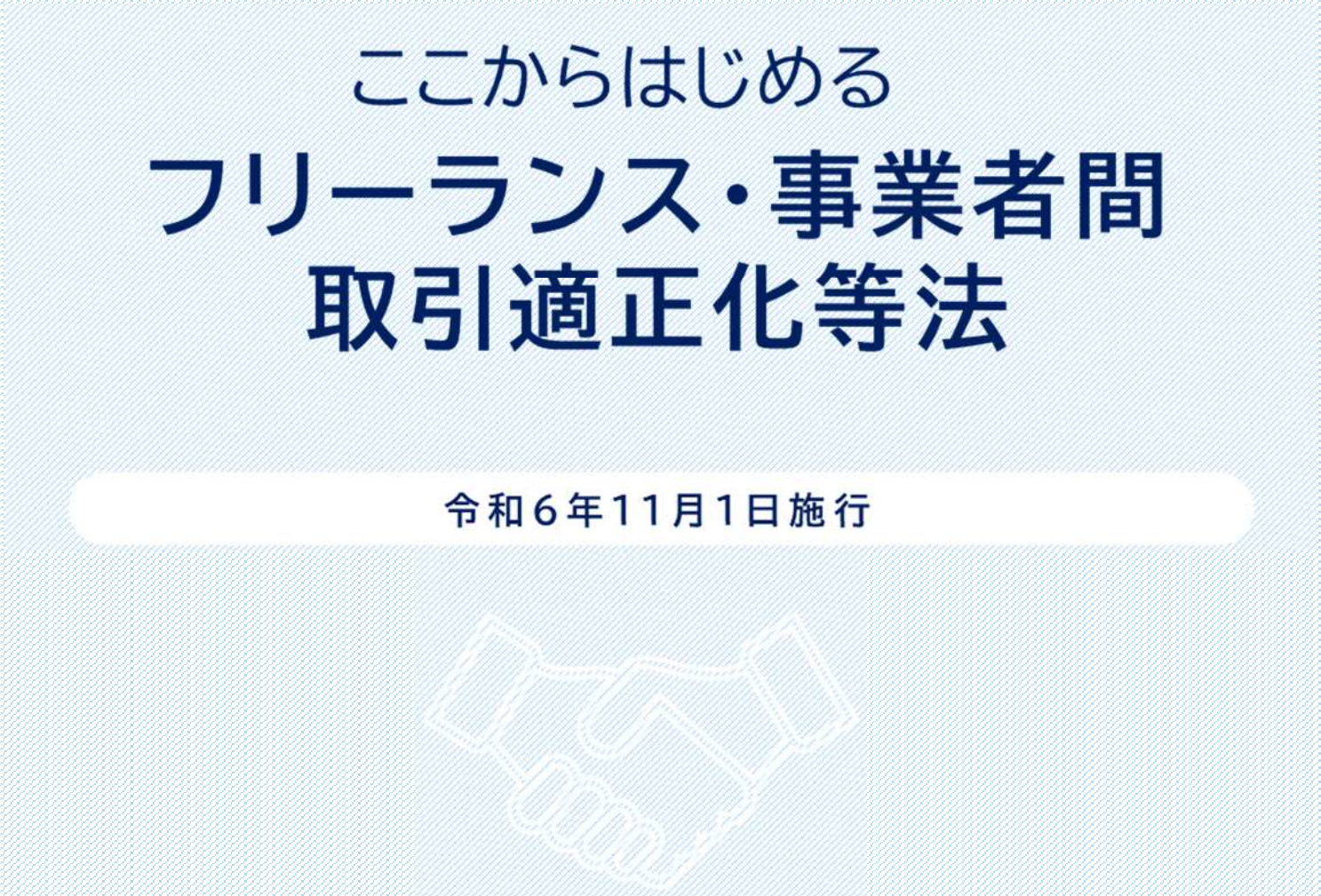
2　法律上の定義
－対象となる事業者
－対象となる取引の内容

3　2つの義務
－取引条件の明示義務
－期日における報酬支払義務

4　7つの禁止行為

5　違反行為への対応
－違反があった場合
－直近の違反事例

特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律
（フリーランス・事業者間取引適正化等法）パンフレット



※本講義に合わせてパンフレットから抜粋・再構成をしています。

今日の流れ（目次）

1　本法の概要
－義務と禁止行為

2　法律上の定義
－対象となる事業者
－対象となる取引の内容

3　2つの義務
－取引条件の明示義務
－期日における報酬支払義務

4　7つの禁止行為

5　違反行為への対応
－違反があった場合
－直近の違反事例

1 本法の概要

本法の規制は、**取引の適正化** と **就業環境の整備** の2つのパートで構成され、適用される義務と禁止行為は次のとおりです。

（1）発注事業者（業務委託事業者）が業務を委託する場合

義 務 取引の適正化

❶ 取引条件の明示義務（第3条）

（2）発注事業者（特定業務委託事業者）が業務を委託する場合

義 務 取引の適正化

❶ 取引条件の明示義務（第3条）
❷ 期日における報酬支払義務（第4条）

義 務 就業環境の整備

❹ 募集情報の的確表示義務（第12条）
❻ ハラスメント対策に係る体制整備義務（第14条）

（3）発注事業者（特定業務委託事業者）が一定期間※以上の期間行う業務を委託する場合

※ 「一定期間」は、取引の適正化については1か月、就業環境の整備については6か月

義 務 取引の適正化

❶ 取引条件の明示義務（第3条）
❷ 期日における報酬支払義務（第4条）

禁 止 行 為 取引の適正化

❸ 発注事業者の禁止行為（第5条）

義 務 就業環境の整備

❹ 募集情報の的確表示義務（第12条）
❺ 育児介護等と業務の両立に対する配慮義務（第13条）
❻ ハラスメント対策に係る体制整備義務（第14条）
❼ 中途解除等の事前予告・理由開示義務（第16条）

・受領拒否の禁止
・報酬の減額の禁止
・返品の禁止
・買いたたきの禁止
・購入・利用強制の禁止
・不当な経済上の利益の提供要請の禁止
・不当な給付内容の変更・やり直しの禁止

今日の流れ（目次）

1　本法の概要
－義務と禁止行為

2　法律上の定義
－対象となる事業者
－対象となる取引の内容

3　2つの義務
－取引条件の明示義務
－期日における報酬支払義務

4　7つの禁止行為

5　違反行為への対応
－違反があった場合
－直近の違反事例

対象となる事業者

本法では、「フリーランス」と「発注事業者」を次のように定義しています。

フリーランス

【特定受託事業者】※1
業務委託の相手方である事業者であって、次の①、②のいずれかに該当するもの
① 個人であって、従業員を使用※2しないもの
② 法人であって、一の代表者以外に他の役員がなく、かつ、従業員を使用しないもの

ただし、第14条では、「特定受託業務従事者」（特定受託事業者である①の個人または特定受託事業者である②の法人の代表者）と定義

発注事業者

【特定業務委託事業者】
フリーランスに業務委託をする事業者であって、次の①、②のいずれかに該当するもの
① 個人であって、従業員を使用するもの
② 法人であって、二以上の役員がいる、または従業員を使用するもの

【業務委託事業者】
フリーランスに業務委託をする事業者

\ここがPoint /
フリーランスも含まれます

※1 特定の事業者との関係で従業員として雇用されている個人が、副業で行う事業について、事業者として他の事業者から業務委託を受けている場合には、この法律における「特定受託事業者」に該当します。

※2 従業員を使用とは、1週間の所定労働時間が20時間以上かつ31日以上の雇用が見込まれる労働者を雇用することです。労働者派遣の派遣先として、上記基準に該当する派遣労働者を受け入れる場合も該当します。なお、事業に同居親族のみを使用している場合は該当しません。

公正取引委員会
Japan Fair Trade Commission

対象となる取引



業務委託事業者
（組織・個人）

業務を委託

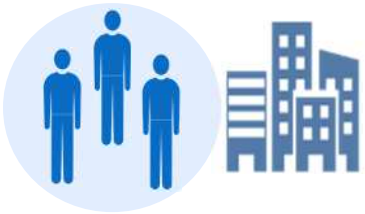


フリーランス

事業者からフリーランスへの委託
つまり、「B to B」が対象

※ フリーランスからフリーランスへの業務委託も対象となります。
※ 消費者との取引は対象外です。

対象とならない取引



消費者・事業者
（不特定多数）

委託ではなく売買



フリーランス

取引の相手方が事業者であっても、
業務委託ではなく、単なる商品の販売行為であれば対象外

\ここがPoint /

形式的には業務委託契約を締結している者であっても、**実質的に労働基準法上の労働者と判断される場合には、労働基準関係法令が適用され**、本法は適用されません。

パンフレット5ページ

物品の製造・加工委託

規格、品質、デザインなどを指定して、物品の製造や加工などを委託することをいいます。
・「物品」とは動産のことを意味し、不動産は対象に含まれません。
・「製造」とは、原材料に一定の工作を加えて新たな物品を作り出すこと
・「加工」とは、原材料に一定の工作を加えて価値を付加すること



情報成果物の作成委託

ソフトウェア、映像コンテンツ、デザインなどの作成を委託することをいいます。
「情報成果物」は、具体的には次のものがあります。
・ ゲームソフト、顧客管理システムなどのプログラム
・ テレビ番組、映画、アニメーションなど映像や音声などから構成されるもの
・ 設計図、各種デザイン、漫画など文字、図形、記号などから構成されるもの



役務の提供委託

運送、コンサルタント、営業、演奏、セラピーなど役務の提供を委託する
ことをいいます。この「役務」には物品を修理することも含まれます。



対象となる取引の内容

本法の対象となる「業務委託」とは、事業者がその事業のために他の事業者に、給付に係る仕様、内容等を指定して、物品の製造、情報成果物の作成または役務の提供を委託することをいいます。

\ここがPoint /

本法の適用対象には、業種・業界の限定はありません。
発注事業者からフリーランスへ委託する全ての業務が対象となります。

\ここがPoint /

本法と取適法（製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律）との違い

① 取適法では、建設業法における建設工事は対象外ですが、本法は業種・業界の限定がないため、 建設工事も「業務委託」の対象となります。

② 取適法では、発注事業者が他者に提供する役務が対象となり、発注事業者が自ら用いる役務を他の事業者に委託することは「役務提供委託」の対象外です。本法では、発注事業者が自ら用いる役務の提供をフリーランスに委託することも対象となります。

今日の流れ（目次）

1　本法の概要
－義務と禁止行為

2　法律上の定義
－対象となる事業者
－対象となる取引の内容

3　2つの義務
－取引条件の明示義務
－期日における報酬支払義務

4　7つの禁止行為

5　違反行為への対応
－違反があった場合
－直近の違反事例

口約束はダメ！
トラブルを防ぐための基本は、
取引条件の共通認識です

取引条件の明示義務 （第３条）

フリーランスに対し業務委託をした場合は、
直ちに、取引の条件を、書面または電磁的方法により明示しなければなりません。

\ここがPoint /

- ☑ 取引条件の明示義務は、フリーランス同士の取引も対象であるため、発注事業者がフリーランスである場合にも義務が課されます。



お互いの認識の相違を減らして、取引上のトラブルを未然に防ぐことは、企業とフリーランスだけでなく、フリーランス同士での取引でも大切なことです。

- ☑ 明示する方法は書面か電磁的方法が認められ、どちらの方法とするかは、発注事業者が選択できます。電磁的方法とは、電子メール、SNSのメッセージ、チャットツールなどです。
- ☑ 電磁的方法で明示した場合であっても、フリーランスから書面の交付を求められたときは、遅滞なく、書面を交付しなければなりません。ただし、フリーランスの保護に支障を生ずることがない場合には、必ずしも書面を交付する必要はありません。

＜フリーランスの保護に支障を生ずることがない場合＞

- フリーランスからの求めに応じて電磁的方法による明示をした場合
- 業務委託が、契約の締結も含め、インターネットのみを利用するものであり、発注事業者により作成された定型約款がインターネットを利用してフリーランスが閲覧することができる状態に置かれている場合（例：アプリ上で取引の全てが完結する場合）
- 既に書面の交付をしている場合

パンフレット6ページ

明示しなければならない事項

① 業務委託事業者および特定受託事業者の名称
→発注事業者とフリーランス、それぞれの名称

ニックネームやビジネスネームで構いませんが、商号、氏名もしくは名称または番号、記号等であって業務委託事業者および特定受託事業者を識別できるものを記載する必要があります。

② 業務委託をした日
→発注事業者とフリーランスとの間で業務委託をすることを合意した日

③ 特定受託事業者の給付の内容
→フリーランスにお願いする業務の内容

給付の内容には、品目、品種、数量(回数)、規格、仕様などを明確に記載する必要があります。
また、フリーランスの知的財産権が発生する場合で、業務委託の目的である使用の範囲を超えて知的財産権を譲渡・許諾させる際には、譲渡・許諾の範囲も明確に記載する必要があります。

④ 給付を受領または役務の提供を受ける期日
→納品日はいつなのか、いつ作業をするのか

⑤ 給付を受領または役務の提供を受ける場所
→どこに納品するのか、どこで作業をするのか

⑥ 給付の内容について検査する場合は、検査を完了する期日

⑦ 報酬の額および支払期日
→具体的な報酬額を記載することが難しい場合は算定方法による記載でも可能です。
支払期日は、具体的な支払日を特定する必要があります。

フリーランスの知的財産権の譲渡・許諾がある場合には、その対価を報酬に加える必要があります。
フリーランスの業務に必要な諸経費を発注事業者が負担する場合、「報酬の額」は諸経費を含めた総額が把握できるように明示する必要があります。

⑧ 金銭以外の方法で報酬を支払う場合は、支払方法に関すること

※ ⑥および⑧は該当する取引である場合のみ明示が必要な事項

明示の事例 ①　書面の交付

発　注　書

①　殿　　②　発注日：令和〇年〇月〇日

下記のとおり、発注いたします。　　①　〇〇株式会社

④　納期：令和〇年〇月〇日
⑤　提出先：･･･@･･･.co.jpにメールで提出
⑥　検査完了日：令和〇年〇月〇日
⑦　支払期日：令和〇年〇月〇日
⑧　支払方法：全額現金払い※

合計金額　⑦　円　（税込）

No.	品名、規格･仕様など	数量	金額
	③		
		小計	
		消費税	
		合計	

備考	※金融機関への口座振込となります。口座振込にかかる振込手数料は当社が負担します。



明示しなければならない事項

① 業務委託事業者および特定受託事業者の名称

② 業務委託をした日

③ 特定受託事業者の給付の内容

④ 給付を受領または役務の提供を受ける期日

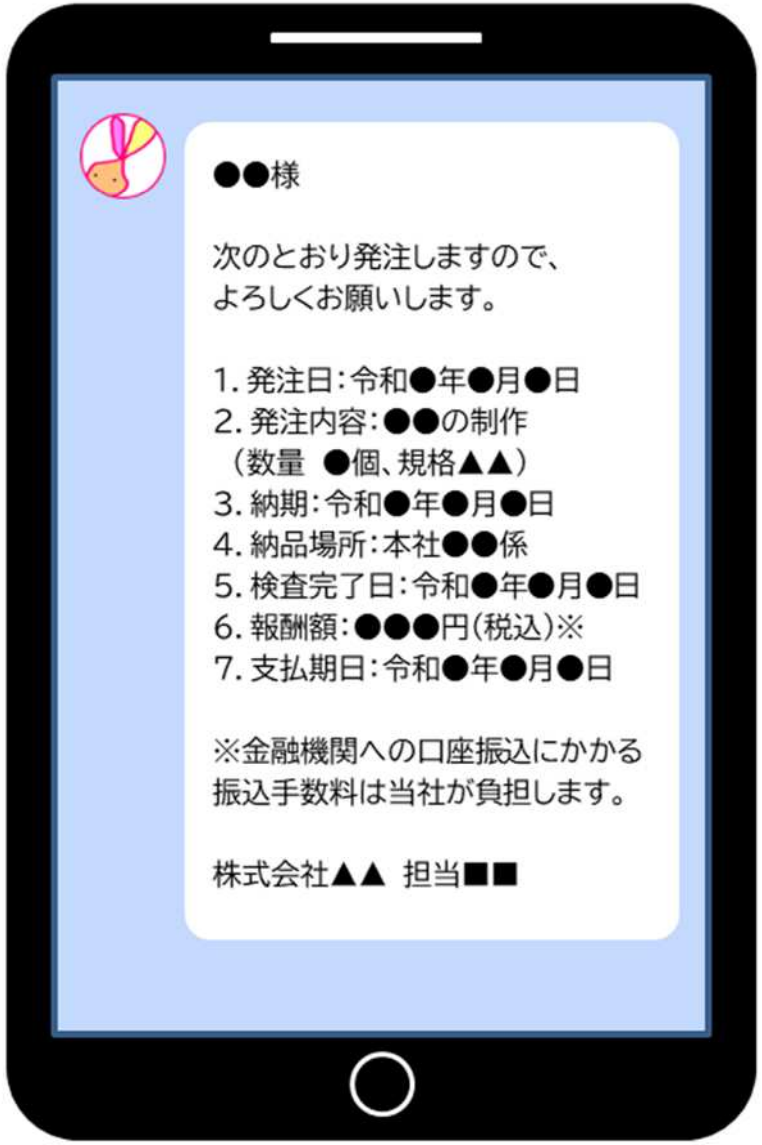
⑤ 給付を受領または役務の提供を受ける場所

⑥ 給付の内容について検査する場合は、検査を完了する期日

⑦ 報酬の額および支払期日

⑧ 金銭以外の方法で報酬を支払う場合は、支払方法に関すること

明示の事例 ②　電磁的方法による提供



電磁的方法のポイントと注意点

Q.URLの記載やPDFの添付でもいい？

メッセージの本文に明示事項を記載する方法だけではなく、明示事項が掲載されたウェブページのURLをメッセージに記載する方法やメッセージにPDF等の電子ファイルを添付して送る方法も認められます。

Q.注意することは何？

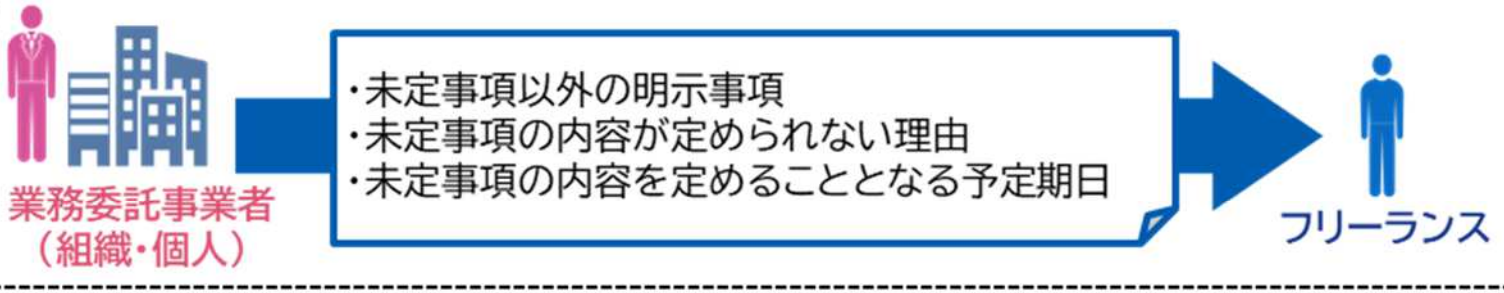
SNSのメッセージ等を利用する場合は、メッセージが削除されたり、閲覧ができなくなる可能性もあるため、発注事業者・フリーランス双方で、その場合の対応を事前に決めておいたり、スクリーンショット等で明示された内容の保存を行うとよいでしょう。

明示の事例 ⑤　未定事項がある場合

明示事項のうち、その内容が定められないことに正当な理由があるもの（未定事項）については委託時に明示する必要はありません。未定事項がある場合、その内容が定められない理由と、未定事項の内容が決まる予定日を委託時に明示（当初の明示）する必要があります。

また、未定事項が決まったら、直ちに明示（補充の明示）する必要があります。その際、当初の明示との関連性が分かるようにする必要があります。

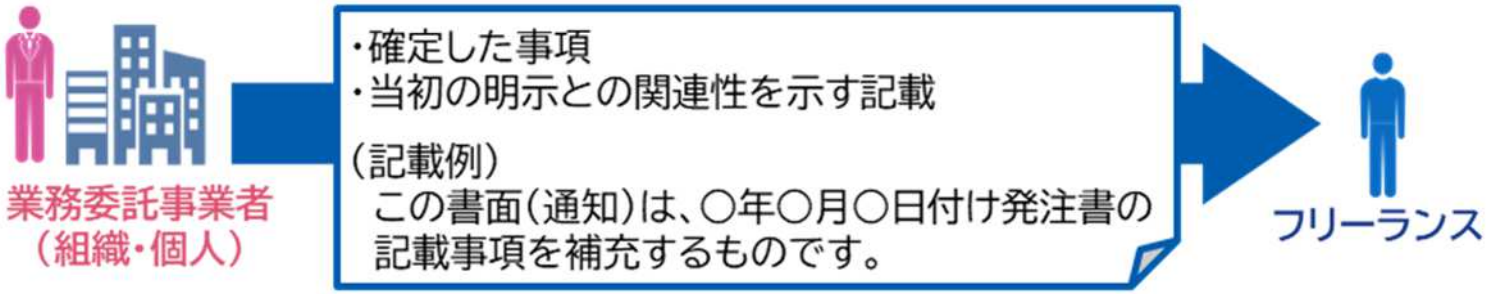
取引条件の明示（当初の明示）



未定事項が決まったら、直ちに

※ 当初の明示と補充の明示は、相互の関連性が明らかになるようにする必要があります。

取引条件の明示（補充の明示）



期日における報酬支払義務 （第４条）

報酬の支払日を明確にし、その日までにきちんと報酬が支払われるようにするための義務です！

発注事業者は、発注した給付を受領した日から起算して60日以内のできる限り短い期間内で、支払期日を定めて、その日までに報酬を支払わなければなりません。



\ここがPoint /

- ☑ 支払期日（＝支払日）は、給付を受領した日から60日以内のできる限り短い期間内で定め、定めた支払期日は必ず守る必要があります。
- ☑ 支払期日を定めなかった場合などの支払期日は、次のとおりとなります。
 ① 支払期日を定めなかったとき
 ⇒ 給付を実際に受領した日
 ② 給付を受領した日から起算して60日を超えて定めたとき
 ⇒ 受領した日から起算して60日を経過する日
- ☑ 再委託である場合は、必要事項を明示した場合に、例外的に、元委託支払期日から30日以内のできる限り短い期間内に、支払期日を定めることができます。（➡19ページ参照）

支払期日を定める際の起算日（給付を受領した日）は、次のとおりです。

起算日（給付を受領した日）

物品の製造・加工委託

検査の有無は関係なく、発注事業者が、物品を受け取り、自己の占有下に置いた日

情報成果物の作成委託

- 情報成果物を記録した電磁的記録媒体（USBメモリ、CD-R等）を受け取り、自己の占有下に置いた日
- 電気通信回線を通じて発注事業者の用いる電子計算機内に記録されたとき

役務の提供委託

- 個々の役務の提供を受けた日
- 役務の提供に日数を要する場合には、一連の役務の提供が終了した日
 （例）A地点からB地点までの運送に2日間かかる場合など

※ 委託内容と適合していないなど、フリーランスの責めに帰すべき事由があり、報酬の支払前にやり直しをさせる場合には、やり直しをさせた後の給付を受領した日が支払期日の起算日になります。

※ 情報成果物の作成委託、役務の提供委託では、起算日に関する例外がありますので、「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律の考え方」（解釈ガイドライン）の19～21ページをチェックしてください。
解釈ガイドラインは33ページの二次元コードからご覧ください。

（解釈ガイドライン）

パンフレット11ページ

支払期日の定め方

支払期日は、具体的な日を特定できるよう定める必要があります。

支払期日の記載例

○ （記載例）	●月●日支払 毎月●日締切、翌月●日支払
× （違反例）	●月●日まで ●●日以内

「まで」「以内」という記載は、いつが支払期日なのか具体的な日を特定できないため、支払期日を定めているとは認められません。



フリーランス・事業者間取引適正化等法に基づく指導

＜指導の対象となった主な事例＞

報酬の支払期日を**「翌月10日まで」**と記載し具体的な期日を特定していなかった（令和7年3月28日公表）

報酬の支払期日を**「請求書受領月の翌月末日」**と設定していた（令和7年3月28日公表）

報酬の支払期日を**「フリーランスが請求書を提出した日を基準」**に設定していた（令和7年12月10日公表）

（令和7年3月28日公表→）

（令和7年12月10日公表→）

今日の流れ（目次）

1　本法の概要
－義務と禁止行為

2　法律上の定義
－対象となる事業者
－対象となる取引の内容

3　2つの義務
－取引条件の明示義務
－期日における報酬支払義務

4　7つの禁止行為

5　違反行為への対応
－違反があった場合
－直近の違反事例

パンフレット14ページ

発注事業者の禁止行為 （第５条）

フリーランスに【1か月以上※】の業務委託をしている発注事業者には、7つの禁止行為が定められています。たとえフリーランスの了解を得たり、合意していても、また、発注事業者に違法性の意識がなくても、これらの行為は本法に違反することになるので十分注意が必要です。

※ 1か月の始期と終期などの考え方については、26ページをご覧ください。

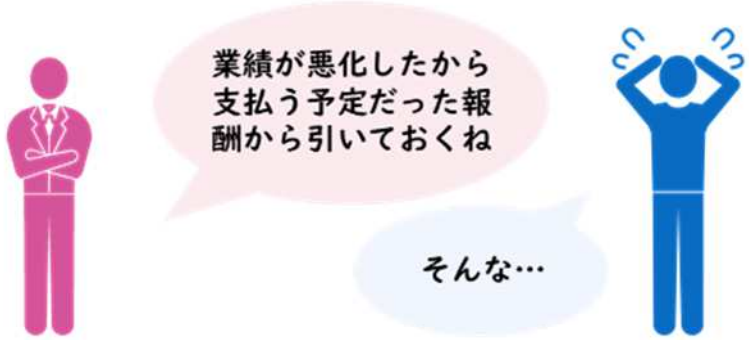
7つの禁止行為

1. 受領拒否
2. 報酬の減額
3. 返品
4. 買いたたき
5. 購入・利用強制
6. 不当な経済上の利益の提供要請
7. 不当な給付内容の変更・やり直し

パンフレット15ページ

② 報酬の減額

フリーランスに責任がないのに、業務委託時に定めた報酬の額を、後から減らして支払うことです。協賛金の徴収、原材料価格の下落など、名目や方法、金額にかかわらず、あらゆる減額行為が禁止されています。



違反となる例

ゲーム開発会社 → イラストレーター

キャラクターのデザインの作成を委託しているところ、業績の悪化により制作に係る予算が減少したことを理由に、あらかじめ定めた額より引き下げた報酬の額を支払っていた。

ネイルサロン → ネイリスト

運営するネイルサロンにおける施術を委託しているところ、店内内装の充実のため「協力金」と称して、報酬の額に一定率を乗じて得た額を差し引いて報酬を支払った。

部品メーカー → 金属加工職人

金属加工職人に委託している部品の製造について、単価引下げの合意前に委託した部品について、引き下げられた単価を遡って適用することとし、引下げ前の単価で計算された報酬の額と引下げ後の単価で計算された報酬の額との差額を差し引いて報酬を支払った。

出版社 → 記者

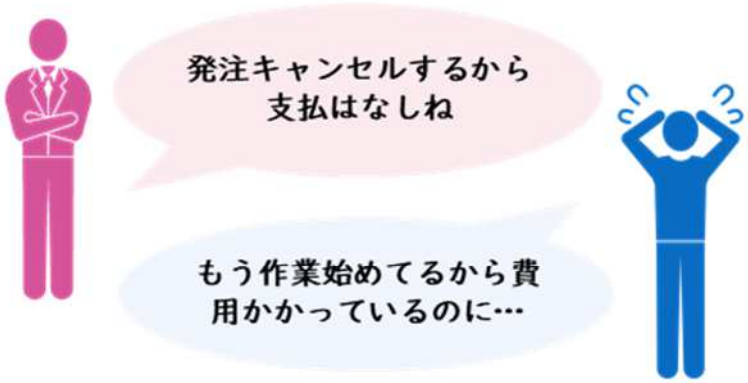
出版する雑誌の原稿作成を委託しているところ、報酬を記者の銀行口座に振り込む際の手数料を記者に負担させ、報酬の額から差し引いていた。

【フリーランス法解釈ガイドラインの改正】
報酬を振り込む際の手数料をフリーランスに負担させ、報酬の額から差し引くことは、事前に合意があったとしても報酬の減額に該当します。
（令和８年１月１日以降に業務委託する取引から）

パンフレット17ページ

⑦ 不当な給付内容の変更・やり直し

フリーランスに責任がないのに、費用を負担せずに、フリーランスの給付の内容を変更させたり、フリーランスの給付を受領した後に給付をやり直させたりして、フリーランスの利益を不当に害することです。
発注側の都合で、発注を取り消したり、やり直しをさせる場合には、フリーランスが作業に要した費用をしっかり負担する必要があります。



違反となる例

ソフトウェア開発会社 → **プログラマー**

新規ソフトウェアのプログラム作成を委託したところ、プログラム受領後、あらかじめ定められた検査基準を恣意的に厳しくし、発注内容と異なることを理由に、無償でやり直しをさせた。

ラジオ番組制作会社 → **放送作家**

ラジオ番組の台本の作成を委託したところ、内容を確認した上で台本を受領したにもかかわらず、取引先の意向により台本を大幅に修正させたが、修正作業に伴う追加の費用を支払わなかった。

イベント企画会社 → **シェフ（料理人）**

自社が開催するイベントで提供する料理の企画・調理を委託したところ、その後、イベントが中止になったことを理由に委託を取り消したが、シェフが準備のために支出した費用を負担しなかった。

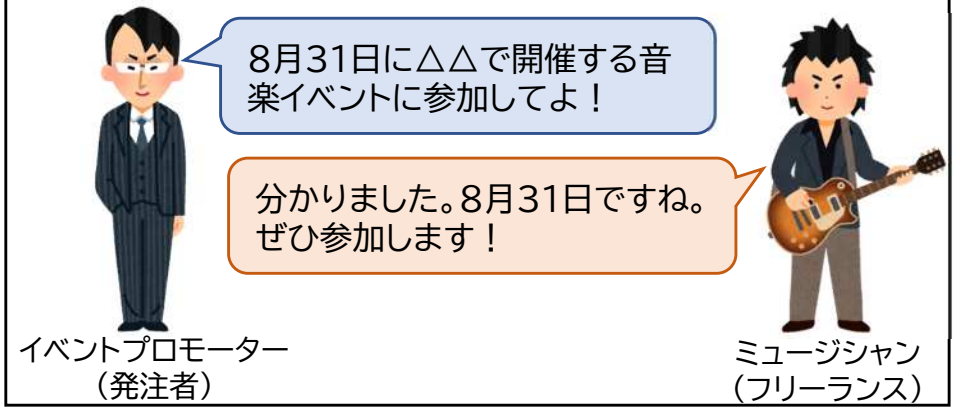
フリーランス・事業者間取引適正化等法第５条の各規定に関する留意点（令和７年12月）

公正取引委員会 Japan Fair Trade Commission

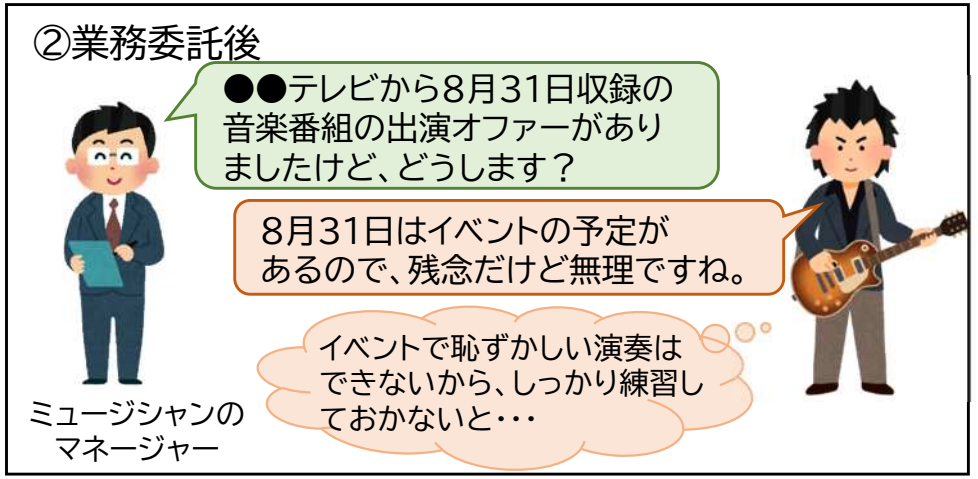
【留意点①】イベント中止に伴う直前キャンセルの場合

（例）特定業務委託事業者が、8月31日に実施するイベントでの実演を、特定受託事業者に対し、4月1日に委託した。しかし、特定業務委託事業者は、イベントの参加者が集まらなかったという特定業務委託事業者の都合で、当該イベントを開催直前に中止し、当該業務委託をキャンセルした。

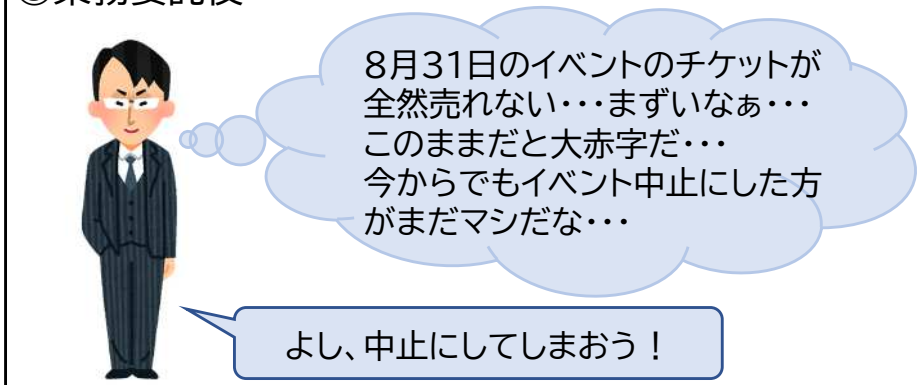
①業務委託（4月1日）



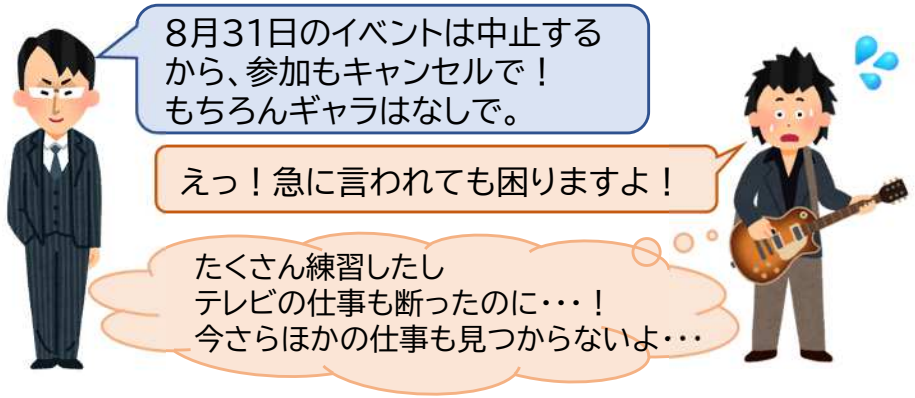
②業務委託後



③業務委託後



④イベント開催直前



➢ それ、**フリーランス・事業者間取引適正化等法違反**となるおそれがあります！

特定業務委託事業者（発注者）は、業務委託をキャンセルしたことにより、**同日に特定受託事業者（フリーランス）が別の業務を実施することを不可能にさせた場合**に、当該イベント開催直前までに**フリーランスが行った作業が無駄になった分の費用を負担するだけでなく**、フリーランスに対し、**当該業務委託の「報酬の額」相当額の支払を行わなければ**、給付内容の変更により**特定受託事業者の利益を不当に害した**として、本法上問題となるおそれがあります。

今日の流れ（目次）

1　本法の概要
－義務と禁止行為

2　法律上の定義
－対象となる事業者
－対象となる取引の内容

3　2つの義務
－取引条件の明示義務
－期日における報酬支払義務

4　7つの禁止行為

5　違反行為への対応
－違反があった場合
－直近の違反事例

4 違反行為への対応

（第6条～第9条、第11条、第17条～第20条、第22条、第24条～第26条）

- フリーランスは、公正取引委員会、中小企業庁、厚生労働省に対して、発注事業者に本法違反と思われる行為があった場合には、その旨を申し出ることができます。
- 行政機関は、その申出の内容に応じて、**報告徴収・立入検査**といった調査を行い、発注事業者に対して**指導・助言**のほか、**勧告**を行い、**勧告に従わない場合には命令・公表**をすることができます。**命令違反には50万円以下の罰金**があります。
- 発注事業者は、**フリーランスが行政機関の窓口に申出をしたことを理由に、契約解除や今後の取引を行わないようにするといった不利益な取扱いをしてはなりません。**

本法に基づき行政機関へ申出を行う場合

本法の違反があった場合、オンラインなどで申出が可能です！

※ お近くの公正取引委員会（本局・地方事務所等）、経済産業局、都道府県労働局でも可能です。
詳しくは34-36ページをご確認ください。



勧告に従わない場合に、命令・公表を行います。命令違反をした場合、50万円以下の罰金が科せられます。

パンフレット28ページ

フリーランス・トラブル110番に相談する場合

法違反なのかよくわからない場合など、広く取引上のトラブルなどがある場合などには、フリーランス・トラブル110番にご相談いただくことも可能です。
（弁護士による電話・メール相談の対応のほか、和解あっせんも実施しています。）



相談者の希望により

- 自らで交渉
- 和解あっせん
- 行政機関への申出の支援

申出書の書き方や論点の整理などを支援します。
※　申出書の作成代行、提出代行はできません。

フリーランス・トラブル110番

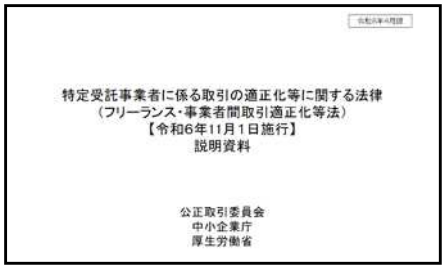
フリーランスと発注事業者等との間の取引上のトラブルについて、フリーランスが弁護士にワンストップで相談できる窓口です。

フリーランス法　各種資料・広報コンテンツ

1　各種資料

URL：https://www.jftc.go.jp/fllaw_limited.html

【説明資料】



【パンフレット】



【Q＆A】



2　特設サイト

（↓特設サイトトップ画像）



3　YouTube動画

公正取引委員会チャンネル
「フリーランス法NAVI」

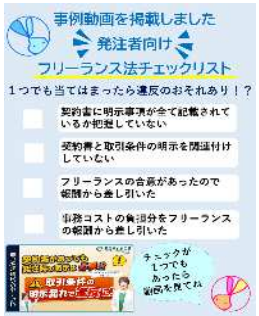




4　SNS投稿







公正取引委員会X

公正取引委員会Facebook